

## 第14 危険物製造所等の完成検査申請

(法第11条第5項、危険物令第8条)

1 危険物製造所等完成検査申請書（危険物規則様式第8又は様式第9）の記入方法等  
危険物製造所等完成検査申請書の記入方法は設置許可申請書に準じることとし、受け付けた申請書類は検査対象の設置許可申請書又は変更許可申請書の上に編さんすること。

### 2 申請の方法

完成検査前の同一許可施設において、設置又は変更許可後、完成検査前に変更許可を複数受け、それらの完成検査を同時に行うものにあつては、完成検査申請は1件（同時完成検査）として取り扱うこと。ただし、特に必要があつて完成検査の日を違えてそれぞれ別個に行う場合は、別件として取り扱うこと。

### 3 完成検査時に確認する自主検査結果（レポート）等

完成検査にあつては、当該施設が技術上の基準に適合していることを確認すること。この場合、必要に応じ次に掲げる自主検査結果等（設置者が事前に実施したもの）を活用することができる。

#### (1) 共通項目

ア 配管の水圧（気密）試験成績（第11 1 (1)参照）

イ 地下埋設配管で電気防食を行うものは、防食電位測定結果

ウ 電気機器等の接地抵抗値

固定注油設備等の確認済機種は固定給油設備等のアースボックスと地面の間、確認済機種以外のは給油ノズルと地面の間1,000オーム以下。

タンクの注入口の接地電極等は100オーム以下。

その他、表4-14-1参照。

表 4-14-1 接地工事の種類と抵抗値

接地工事の種類	接 地 抵 抗 値
A種接地工事	10Ω
B種接地工事	変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の一線地絡電流のアンペア数で、150（変圧器の高圧側の電路と低圧側の電路との混触により、低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に2秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは、300）を除いた値に等しいオーム数
C種接地工事	10Ω（低圧電路において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を接地するときは、500Ω）
D種接地工事	100Ω（低圧電路において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を接地するときは、500Ω）

エ 絶縁抵抗値（附属設備）

表 4-14-2 の左欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上でなければならない。

表 4-14-2 絶縁抵抗値（附属設備）

電 路 の 使 用 電 圧 の 区 分		絶縁抵抗値
300V 以下	対地電圧（接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう）が150V以下の場合	0.1MΩ
	その他の場合	0.2MΩ
300Vをこえるもの		0.4MΩ

オ 消防用設備等試験結果報告書

(7) 消火設備（第4種、第5種を除く。）

新たに固定消火設備（泡混合装置）を設けるものにあつては、実際に泡放射試験を行い、許可内容どおり完成しているかを確認すること。ただし、既設固定消火設備（泡混合装置）を用いて新たに配管及び放出口を設けたものにあつては、水放射試験を行うこと。

なお、固定消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所のうち一の泡混合装置を共用するものにあつては、吐出量が最大となる屋外タンク貯蔵所及び補助泡消火栓3個（3個未満のものにあつてはその数）を同時に泡を放射する実験を行い、

泡放射をしない屋外タンク貯蔵所にあつては、水放射試験を行うこと。

また、冷却用散水設備及び水幕設備についても同様とする。

- (イ) 警報設備（新たに設けるものにあつては、実際に鳴動試験を行うこと。）
- (ウ) 避難設備
- カ タンク検査済証（正）の写し（タンクがある場合）
- キ その他（中間検査で確認していないもの）
- (2) 屋外タンク貯蔵所（必要に応じて次のア～サに掲げる資料を添付すること。）
  - ア タンク本体の溶接線の非破壊検査結果（100キロリットル以上）
  - イ 屋根板の漏れ試験結果（圧力タンクを除く。）
  - ウ タンク基礎の水平度測定結果（防油堤基礎一体のものは除く。）
  - エ 水張検査前・中・後の側板最下段の水平度測定結果（現場施工のもの）
  - オ タンク開口穴の補強板の漏れ試験結果（テルテールホールのあるもの）
  - カ 基礎・防油堤の打設コンクリートの強度試験結果
  - キ タンク垂直度の測定結果（300キロリットル以上）
  - ク タンク真円度の測定結果（300キロリットル以上）
  - ケ 水張検査前・後の側板と底板の角度測定結果（300キロリットル以上で現場施工のもの）
  - コ 側板と底板の隅肉脚長測定結果（300キロリットル以上で現場施工のもの）
  - サ タンク底板で電気防食を行うものは、防食電位測定結果
- (3) 移動タンク貯蔵所
  - ア 安全装置検査済証正本の写し

#### 4 自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査を実施する場合

認定事業所が行う自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査を実施することについては、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日消防危第22号（平成20年1月28日消防危第16号改正））、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について」（平成13年3月30日消防危第44号）及び「認定事業所が行う変更工事に係る完成検査済証等の交付の迅速化に向けた手法について」（平成24年3月30日消防危第89号）によること。